

第10回 統計作成プロセス部会要求事項等検討タスクフォース会合 議事概要

1 日時 令和5年5月24日（月）10:00～11:00

2 場所 総務省第2庁舎4階特別会議室（Web併用）

3 出席者

【委員】

樺 広計（座長）

【臨時委員】

篠 恭彦

【審議協力者】

鈴木 督久（総務省統計研究研修所客員教授）、

安井 清一（東京理科大学創域理工学部経営システム工学科准教授）、

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、

統計品質管理推進室：上田参事官、沼川参事官補佐

4 議題

（1）統計作成プロセス診断の「方針（フレームワーク）」案について

（2）統計作成プロセス診断の「要求事項」の変更案について

（3）その他

5 概要

○ 統計作成プロセス診断の「方針（フレームワーク）」について、資料1「統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）案」及び関連する参考資料に基づき審議した結果、内容については適当とされた上で、「診断そのものの見直しや改善、各府省の自立性・主体性、目的志向が重要である」との意見が示され、今後の診断の本格実施に向けて、これらを踏まえつつ取組を進めることとされた。

○ 統計作成プロセス診断の「要求事項」の変更案について、資料2「統計作成プロセス診断の要求事項」及び関連する参考資料に基づき審議した結果、内容については適当とされた上で、「診断時のポイントの充実、ブラックボックス回避の観点、誤りへの考え方、標準の作成の意義と統計作成ガイドブック等の有用性」について意見が示され、今後の診断の本格実施に向けて、これらを踏まえつつ取組を進めることとされた。

委員等からの主な意見等は以下のとおり。

（1）統計作成プロセス診断の「方針（フレームワーク）」案について

○ 統計作成プロセス診断（以下「診断」という。）は、統計作成府省が自立的・主体的に取り組むための手伝いとして、何らかのかたちで役立つことがあれば良いという考えで行われるものである。そのため、診断においては、時としてより良い統計に資するよう必須要求事項や推奨要求事項以外の提案もしていくが、診断の対応は義務ではない。咀嚼した上で対応する意義があるならば、各部局のリソース（費用やマンパワー、時間）と効果を比較考量しながら改善点として組み込んでもらえればよい。また、各府省においても、診断の際に業務上の疑問や課題を逆に統計監理官に聞くなど、改善策を抜き取

る気持ちで望んでいただきたい。重く受け取らず、気楽に改善に向けて捉えてもらいたい。

○ 診断は双方のコミュニケーションを重ねていくことにより良いアウトプットを生み出していくものとする。我々は個々の統計の固有の事情や詳細を細部まで把握していないため、見当違いの発言もあり得る。その場合は、意見・質問してもらい認識の齟齬を解消していけば良いし、見当違いをなくすために、新たに作る必要は無いが、事前に出来る限り資料を準備してもらえると幸いである。

○ 総務省は、診断を取り巻く状況や実施状況を踏まえ、診断そのものを見直していくことが重要である。診断自体も改善していき、実施体制側の力量、方針や要求事項を向上していくことが求められる。一度作ったチェックリストを長く使い続け、そのうち課題や改善点が検出されないような事態を避けるため、必須事項が全てクリアされるような状態となれば推奨事項を格上げし、新たに推奨事項を追加するなど考えていく必要がある。

→ 対応していきたい。

○ 診断の呼称を「監査」ではなく「診断」としたのは象徴的である。一つ一つ問題を探していくイメージが定着している「監査」ではなく、第三者的立場で要求事項のとおりを確認し、助言していくものである。

○ P D C Aサイクルの確立は、品質管理や I S Oを背景にしているとおり、あくまで各府省が自立的・主体的に行うことが大切であり、外部から指摘されるものではうまくいかない。また、P D C Aが定着するに伴い、次第に形式化されていき、ともすると形骸化が起こり得る。社会情勢は日々変化していくため、単に形式としてサイクルを回すのではなく、本来の目的・内容を見失わないためにも不断に改善していくことが大切である。

○ 要求事項は最低限のものであるため、継続的に、真摯に見直し、意味のある取組として続けることが大切である。このことを念頭において進めていきたいと思う。

→ 双方にとって意義のある活動にし、そのためにも続けていく取組にすることが重要であると捉える。

○ 各府省が、総合的な品質管理（T Q M）を意識し、その視点に基づいて自立的・主体的に統計作成プロセスを実施していくことが重要である。

○ T Q Mの原理原則の一つに現場の重要性があり、診断が意味を持つかどうかは、現場をサポート出来るかどうかにかかっている。また、部門横断的な観点も必要であり、個々の統計の特徴の違いはあるが、横断的に見ることで一般化し、ベストプラクティスを共有することで、全体として底上げしていく視点で診断出来ればと思う。

○ このほか、T Q Mでは総合的、全員参加、人間性尊重があり、受動的ではなく自主的に行動することで価値を持つとする考え方がある。診断をこなすための作業ではなく、顧客満足や目的志向を自らが考えていくことで得られるものがある。統計の目的の一つは、E B P Mの推進、つまり利用者に質の高い統計を提供し、質の高い政策の策定や分析などに有効に使ってもらうことである。顧客は誰か、ニーズは何かを考えるに当たり、いかに統計を使ってもらえるか、使いやすいかを考えていく必要がある。

○ 診断を通じて皆様と胸襟を開いて意見交換し、最終的には統計の質を向上することに貢献していきたい。

→ 顧客志向、顧客ニーズの適合、これが統計の本来の品質であり、サポートしていくことを確認した次第である。先生方から意見を頂戴し、統計監理官が各府省にモノ申すも

のではなく、お互いに悩みを共有し、ともに改善点を考えていくもの考える。

- TQMの人間性の重視については、少々曖昧な内容と思うかもしれないが、人に言われたからではなく自ら考え行動することは、品質管理における重要な観点である。
- 診断は、自然体かつ自分達で対策を進める際の悩みの共有の場であるとともに、我々も固有の事情を理解した上でアドバイスをしていければと考える。
- 我々が助言としてお伝えする内容が実態と違うということも含め、率直な意見交換をする場を作り、各府省が自ら改善の場を設ける主体性が、その後の自立性に向けた大きなポイントでもあるため、各府省も協力いただければ幸いである。

(2) 統計作成プロセス診断の「要求事項」の変更案について

- 個々の内容は問題ないが、今後は診断自体も改善していくことが重要である。要求事項であれば、特に診断時のポイントの部分をどれだけ豊富に、豊かにしていけるかが鍵である。今後、要求事項の作成に携わっていない者が統計監理官として診断を行う場合が考えられ、その場合の拠り所は診断のポイントの部分になる。
→ 豊かにしていくことは我々の業務でもあり、引き続き考えていきたい。
- 要求事項は、通常どのような調査でも辿るプロセス、ポイントを書いているが、プロセスがブラックボックスになっていないかという確認が統計作成部局及び診断実施担当の双方に重要である。文書の有無に関係なく実態がどうなっているかを現場が理解しているかが大切であり、診断においては、調査やプロセスの動きが見える化されている。逆に言えば認識されていない状況で動いていないかを確認することを重視している。
- 統計調査は、数多くのプロセスと関係者が複雑に絡み合う総合プロジェクトであるため、あらゆる場面・プロセスにおいて誤り、ミス、ヒヤリハットが起きる。真面目に一生懸命対応していても誤りは起こり得るものである。出来れば発見していけたらと思うが、見つけたら隠すより隠さない、適切に対応し、事例を他のプロセスにも展開・活用して次からは発生させないようにしていくことが重要である。
→ 人間である以上、ミスは起きるといことは統計委員会でも指摘している。人の所為にしらないことも重要であり、そのために品質マネジメントの概念があると認識している。
- 品質管理においても、「標準」が大切であり、統計作成ガイドブックや要求事項についてはプロセス思考で非常に作り込まれている。実際の業務で役立つと考えられるため、各府省でも活用いただければと思う。
- 標準化は、マニュアルとしての側面からは「ある程度このルートを通れば出来上がる」ものとして、思考を節約し、別の頭脳労働の場面に思考のリソースを割けることに意義があり、必要性・重要性がある。
- 統計作成ガイドブックや要求事項については、診断のためではなく、自立的・主体的な品質向上の観点からも各府省の方には熟読してもらいたいと思っており、我々の理解力向上にも繋がるため、記述について不明な点があれば総務省に問い合わせてもらいたい。
→ なぜ、何の目的でPDCAサイクルを回すかを理解してもらうことが重要である。診断のために負荷を掛けるものではなく、標準を作成することにより仕事を楽にすることが本来の目的の一つであり、そのことも含め、我々も各府省の仲間としてコミュニケーションを繋げていきたいと考える。

(以上)

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>